



150

青森りんご植栽150周年

農業ひろさき

2025年10月1日（第236号）
(令和7年10月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ
農業情報はこちらから

農家民泊で農作業等体験

7月31日から8月2日まで、東京家政大学附属女子中学校・高校の生徒たちが農家民泊を体験しました。

農家民泊とはグリーンツーリズムとも呼ばれ、農村や山村、漁村に宿泊して豊かな自然や文化、との交流を楽しむというもので、当市では12軒の農家が受け入れを行っています。

田村眞裕美農業委員（葛原）宅に宿泊した中学3年生の竹内さん家族は、31日にトマトやナスなどの夏野菜の収穫を行い、1日に津軽の絵付け体験や市のねぶた運行に参加しました。親子ともに畑に入るのが初めてという竹内さんは、「東京のスーパーで見るものとは違って瑞々しく、野菜が光っているのが印象的」と話し、収穫方法や野菜の生り方などに驚きながら、収穫作業を楽しんでいました。



農作業体験の様子

第5回新規就農こみゅねっとわ～くを開催

7月29日、市民会館で市農政課が開催した「新規就農こみゅねっとわ～く」に、新規就農者等23人が参加しました。

第1部のゲストトークでは、小田切 葵氏（somaringofarm代表、りんご・シャインマスカット生産者）と外崎 陽子氏（つがる林檎園／津軽りんご加工センター）から、就農前後の経験談のほか、「りんご加工品の製造・販売のノウハウ」や「農業女性グループ・ノウタノの活動」などについての話があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

第2部のワークショップでは、「SOUND カード™」という話し合いツールを活用し、各グループに分かれて「現在の農業経営」「これからの販売戦略」「これからの農業経営」の3つのテーマについてグループ内で共有するなど、活発な意見交換と交流が行われていました。



ワークショップの様子

県への要請活動を実施

8月6日、弘前市と西目屋村の農業委員会から構成されている中弘地区農業委員会連絡協議会（会長 前田 優考弘前市農業委員会会長）は、中弘地区農業委員会大会（7月28日開催）で決定した①地域を担う農業者への



齋藤中南農林水産事務所長（右）への要請

支援の充実に関する要望②中山間地域における持続可能な農業経営支援に関する要望③地域計画の変更に係る補助制度に関する要望の3件の要望事項の実現に向け、中南農林水産事務所の齋藤所長に要望書を手渡しました。

これらの要望は、中弘地区の農業者が抱える課題解決のため、県の制度の継続や拡充、また国への働きかけを要望するものとなっています。

齋藤所長は要望内容を確認し、「本庁関係課とも情報共有のうえ県としてしっかりと対応を検討していく」と述べました。

「持続可能なりんご産業を目指すスマート農業等展示会」開催



花粉分配機

市では、8月20日に、弘前市りんご公園において「持続可能なりんご産業を目指すスマート農業等展示会」を開催し、地域の生産者や関係団体職員など、約130名が参加しました。

展示会には10の企業・団体が出展し、鳥獣害対策ドローンやロボット草刈機など、りんご生産現場で活用が期待されるスマート農機のほか、有機由来肥料や花粉分配機など、様々な技術が紹介されました。

参加者は、新しい技術を実際に見て体験しながら、導入についての検討や、今後の技術開発に向けて出展者との意見交換を行いました。

令和7年度 弘前市侵入防止柵整備事業費補助金

クマやサル等による農作物被害を防止するために、農地へ侵入防止柵を整備する経費を補助します。

◆補助事業者 対象農地について所有権、賃借権、耕作権等を有する農業者等で、令和5年度及び令和6年度分の市税等を滞納していないこと

◆対象農地 販売目的で農作物を生産する農地であって、弘前市内に存するもの（国の補助事業を利用して侵入防止柵を設置している農地を除く）

◆対象経費 農地に電気柵や複合柵（電気柵とワイヤーメッシュ柵を組み合わせたもの）を整備するために必要な費用のうち、以下の購入費

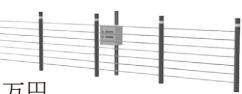
- ・侵入防止柵資材（送料、設置に係る人件費は対象外）
- ・施工道具（例：ポール打込み用具）
- ・安全用品（例：電圧下降警告灯、危険表示板）
- ・収納用品（例：巻取りリール）

◆補助金の額・補助率

- ・電気柵を整備する場合 上限15万円
- ・複合柵を整備する場合 上限40万円

対象経費支出額の1/2（千円未満は切り捨て）

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館3階）☎40-4155



青森りんご植栽150周年りんごの先人記念碑めぐり

第3回

苹果要覧を編集 「楠美 冬次郎」

文久3年(1863)

～昭和9年(1934)



平家琵琶を伝承する土族の名家の生まれで、蔵主町（弘前市）出身のりんご栽培指導者。

菊池脩衛が結成した「化育社」のメンバーとなる。りんご栽培技術に優れ、品種の鑑定や品質の研究では天才的と称えられる。

りんごの品種名を統一し特性を解説した「苹果要覧」を従兄弟の佐野熙との共著で刊行。品種導入の指針として、全国の栽培者に役立てられる。

人を喜ばすことが大好きで、指導を受けにくる者や見学者を、いっさいこばまない主義であったという。楠美は品種名の統一、病害虫の研究、十文字剪定の普及、樹形作り、剪定鋸の改良、県外へのりんごの消費拡大など、あらゆる方面からりんご栽培の発展に大きな力を尽くした。

晩年は60歳にして家財を売り払い、指導技術員として満州（現中国大連市）に渡り、遼東半島を中心に栽培技術の普及に励んだ。昭和9年に大連市で、全てをりんごに捧げ尽くした72年の生涯を終える。

遺族を中心に、弘前八幡宮境内（八幡町1丁目）に顕彰碑が建立された。

（参考）ここに人ありき第二巻（船水清）陸奥新報社 昭和45年
新編弘前市史通史編4（「新編弘前市史」編纂委員会）弘前市 平成17年

クマに 注意！

《《クマの目撃情報が多発する時期です。》》

作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。

○笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。

○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。

○大声を上げたり、刺激をしない。

○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撃したら】

○平日日中は、下記問い合わせ先まで

夜間・休日は弘前市役所☎35-1111（代表）までご連絡を。

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館3階）☎40-4155

農地を転用する場合は、 青森県知事の許可が必要です！！

農地の無断転用は法律違反です！！

○農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、駐車場、資材置場などの用途に変更することです。農地転用をするには、農業委員会を経由しての青森県知事への許可申請、または農業委員会への届出の手続きが必要です。

○農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などにする場合も許可が必要です。これらの許可を受けないで農地転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※市街化区域内の農地転用は事前に農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係☎40-7104

アシストスーツ貸し出します！

りんご箱の運搬作業等の身体的負担を軽減する効果が期待される「アシストスーツ」を貸し出しています。貸出しを受けるには書類の提出が必要ですので、ご希望の方はホームページ（二次元コード）で詳細を確認し、下記担当までお知らせください。

■問い合わせ・申込先 りんご課企画推進係

（市役所前川本館3階）☎40-0482



放置せず適切に処分しましょう！

廃棄したりんご・野菜はクマを引き寄せる原因となります！

●農業用免税軽油の交付申請●

令和8年に使用する農業用免税軽油（免税証）の交付申請を次のとおり受付します。

申請書類は、青森県中南県税事務所及び農協各支店に用意しています。申請が遅れると交付も遅れるため、必ず期間内に申請してください。

◆受付期間 11月10日（月）～12月12日（金）
午前9時～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

◆受付場所 青森県中南県税事務所
弘前合同庁舎（藏主町4）本館2階

◆必要書類等

申請区分	新規	更新	継続	再交付	書換
1 簡易書留封筒（460円分の切手貼付）	○	○	○		
2 免税軽油使用者証（共同）交付申請書	○	○			
3 免税軽油使用者証書換・再交付申請書				○	○
4 譲渡（販売）証明書 ※1	○	△			△
5 誓約書	○	○			
6 県税関係証明等原簿（400円分の県証紙貼付）	○	○		○	○
7 免税証交付申請書	○	○	○		
8 免税軽油所要数量計算書	○	○	○		
9 農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○		
10 定款・規約・商業登記簿謄本 ※2	△				
11 組合員名簿 ※3	△	△	△		
12 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※4	△	△	△		
13 前回交付の免税軽油使用者証		○	○		
14 免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等添付）		○	○		
15 免税軽油使用者証亡失届				○	

○…提出必須

△…※1～4に該当する場合は提出必須

※1 機械を追加、入替する場合

※2 法人、組合名義の場合

※3 組合名義で、耕作証明書に組合員全員の氏名の記載がない場合

※4 報告書を6か月分まとめて提出希望の場合（免税軽油の引取数量が1か月当たり1,000ℓ以下の方のみ可）



不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

— 不正軽油の撲滅にご協力をお願いします —

■問い合わせ先 青森県中南県税事務所課税第一課
☎ 32-1131（内線228）

りんご放任園解消対策事業

病害虫の温床となるりんご放任園の解消を図るために、放任園の伐採、抜根、撤去等に要する経費の一部を補助します。

◆対象者 3戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者、認定新規就農者他

◆補助対象経費 人件費、機械器具借上費、燃料費、業務委託料

◆補助金額

○調査・交渉経費 15,000円（奨励金）

○処理対策経費 次の①、②のいずれか少ない額

①伐採樹が23本以上/10aの場合

：117,512円/10a以内

伐採樹が23本未満/10aの場合：5,108円/本

②補助対象経費の実支出額の合計額

◆募集期間 予算の範囲内で、随時受付します。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）☎ 40-7105

「雇用就農資金」事業説明会

全国農業会議所では、原則49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、通年で農業就業または独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業者等に対して、「雇用就農資金」を交付しています。

令和7年度事業の第3回募集に向けて、事業説明会を開催します。個別相談も受け付けますので、雇用就農資金の活用を検討している方は、ぜひご参加ください。

◆日 時 10月14日（火）午後2時～

◆場 所 弘前市役所本庁舎 前川新館6階大会議室

◆定 員 15名

◆申込期限 10月9日（木）

※事前申込みが必要です。



◆参 加 費 無料 市ホームページ

■問い合わせ先 農政課扱い手育成係（市役所前川本館3階）☎ 40-0767

農地中間管理事業の活用を！

青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）では、農業経営の規模を縮小する方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、機構が一括して賃料を支払うことにより個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先 農業委員会農地利用促進係
☎ 40-7104

林業退職金共済制度のご案内

林業退職金共済(林退共)制度は、林業界で働く方のために国が作った退職金制度で、林業従事者の福祉向上と優秀な人材を確保するためのものです。

◆事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて貼り付けてください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

Webページ



◆林業従事者の皆様へ

- ・事業所を変わったときは共済手帳を忘れずに受け取ってください。
- ・林業界を引退するときは忘れずに退職金を請求してください。
- ・以前に林退共制度へ加入していた方で、退職金請求手続きをしていない場合は、退職金を受け取っていない可能性がありますので、下記連絡先までお問い合わせください。

■問い合わせ先

勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

☎ 03-6731-2889



農村整備課林務係(市役所前川本館3階)☎ 40-2015

農作物の収穫徹底についてのお願い ～カラス被害を減少させるために～

農地や街なかにおいて、カラスによる被害が深刻になっています。

カラスは、自然界に食べ物が少なくなる冬季に多く餓死するといわれています。しかし、農作物等を未収穫のまま放置すると、カラスに対しての無自覚な餌付けとなり、カラスの個体数を減らすことができなくなります。

そこで、カラスの個体数や被害を減少させるため、畑に放置された規格外の農作物については土中に埋める、木に残っている果実等は可能な限り残さず処理する、といった取組について、農業者の皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先 環境課環境保全係(市役所前川新館2階)☎ 36-0677

収入保険加入申請受付中

青森県農業共済組合ひろさき支所では、令和8年契約の収入保険の新規加入申請を受付しています。受付期間は個人の場合、12月末までです。

◆【加入時の必要書類など】

- 確定申告書第一表
 - 青色申告決算書(損益計算書・収入金額の内訳)
 - 事業消費、各品目ごとに作付面積、収穫量、雑収入の内訳が分かるもの
 - 畑作物直接支払交付金支払通知書(麦・大豆耕作者のみ)
- ※上記書類の直近4か年分(4年分の申告書類がない方は、ある年数分で結構です)

収入保険は近年多発している大規模自然災害をはじめとした様々なリスクから農業経営を守ります。

見積もりを希望する方はお気軽に問い合わせください。



■問い合わせ先 青森県農業共済組合
ひろさき支所 ☎ 28-5700

若い
今こそ年金
アクション!

自分で守
れ自分で
農業者の
老後ます
か?
若い農業者の皆さん!

国民年金に上乗せとなる公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰り上げ受給も可能です。)

国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてかまいません。

また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。



■農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	老齢付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	83万円	744万円	84万円	60万円	24万円
		女性		73万円		73万円	52万円	21万円
30歳	30年	男性	720万円	55万円	588万円	56万円	43万円	13万円
		女性		48万円		48万円	38万円	11万円
35歳	25年	男性	600万円	43万円	528万円	44万円	37万円	6万円
		女性		38万円		38万円	33万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和7年度は1.35%です。

(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致しておりません。)



早く加入するほど、国庫補助額が大きくなります。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>